

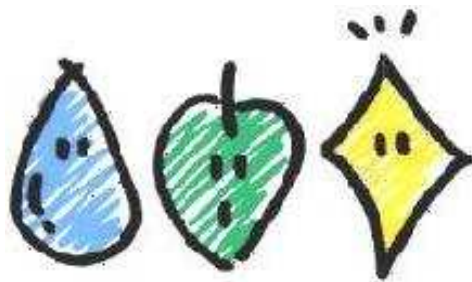
須恵町

下水道排水設備

（工事責任技術者）

指定工事店

申請書類（新規・更新・異動）様式



須恵町役場 上下水道課

須恵町下水道排水設備 工事責任技術者・指定工事店 申請書類様式

目次

排水設備工事責任技術者・排水設備指定工事店登録受付について	1
○ 下水道排水設備責任技術者登録（新規・更新・異動）	
下水道排水設備工事責任技術者登録申請必要書類リスト	2
様式第7号 責任技術者登録申請書（新規・更新）	3
様式第9号 責任技術者（住所・氏名・勤務先）異動届	4
○ 下水道排水設備指定工事店指定申請（新規・更新）	
下水道排水設備指定工事店指定申請必要書類リスト（新規・更新）	5
様式第1号 下水道排水設備指定工事店指定申請書（新規・更新）	6
様式第1号-2 営業所の平面図及び付近見取図	7
様式第2号 専属責任技術者名簿（新規・解除）	8
別紙1 経歴書	9
別紙2 工事機材調書	10
別紙3 使用印鑑届	11
○ 下水道排水設備指定工事店指定申請（異動）	
下水道排水設備指定工事店指定申請必要書類リスト（異動）	12
様式第6号 指定工事店異動届	13
様式第2号 専属責任技術者名簿（新規・解除）	14
○ 規則関係	
須恵町下水道事業排水設備指定工事店規則	15～20
須恵町排水設備工事等についての諸注意	21

●下水道排水設備工事責任技術者登録受付

期間：令和6年2月1日（木）～令和6年2月15日（木）
（ただし土日祝日は除きます）

- 責任技術者証発行手数料：2,000円が必要です。
※条例改正により令和2年4月1日より手数料が変更になっています。
- 下水道排水設備工事責任技術者証は下記の期間に交付いたします。
令和6年2月22日（木）～令和6年2月29日（木）
（ただし土日祝日は除きます）

- 新しい技術者証受け取りには、印鑑・領収書又は領収書のコピー及び旧技術者証が必要です。
- 本人が受け取りに来庁できない場合は、委任状が必要です（様式は任意）。
- 提出書類については、2ページを参照してください。
- 須恵町下水道事業排水設備指定工事店規則を参照してください。

●下水道排水設備指定工事店登録受付

期間：令和6年3月1日（金）～令和6年3月15日（金）
（ただし土日は除きます）

- 登録手数料：5,000円及び指定工事店証発行手数料：2,000円が必要です。※条例改正により令和2年4月1日より手数料が変更になっています。
- 下水道排水設備指定工事店証は、下記の期間に交付いたします。
令和6年3月22日（金）～令和6年3月29日（金）
（ただし土日は除きます）

- 新しい指定工事店証は、領収書または、領収書のコピー及び旧指定工事店証と交換とします。
- 本人が、受け取りに来庁できない場合は、委任状が必要です（様式は任意）。
- 提出書類については、5ページを参照してください。
- 須恵町下水道事業排水設備指定工事店規則を参照してください。

下水道排水設備工事責任技術者登録申請必要書類

(新規・更新)

有効期間 5年

必要書類	必要数	備考
責任技術者登録申請書（新規・更新） （様式第7号）	1部	
住民票記載事項証明書及び身分証明書（原本）	1部	「身分証明書」は、 <u>新規申請のみ</u> 。
証明写真（裏面に氏名を記入）	2枚	最近3ヶ月以内に撮影した上半身のもの 縦3.0cm×横2.5cm
責任技術者試験合格証の写し	1部	新規登録の場合
更新講習修了証の写し	1部	更新登録の場合

(異動)

必要書類	必要数	備考
責任技術者異動届（様式第9号）	1部	住所・氏名・勤務先変更の場合には、直ちに提出すること。
住民票記載事項証明書（原本）	1部	
責任技術者証（原本）	1部	
証明写真（裏面に氏名を記入）	2枚	最近3ヶ月以内に撮影した上半身のもの。 縦3.0cm×横2.5cm

年 月 日

責任技術者登録申請書（新規・更新）

須 恵 町 長 殿

申 請 者	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	昭和 平成 年 月 日
	住所	〒
	電話番号	
	登録番号 (登録更新者のみ)	
	勤務先	〒 所在地 会社名

[添付書類]

- 1 住民票記載事項証明書（原本）
- 2 写真（最近3カ月以内に撮影した上半身のもの、縦3.0cm×横2.5cm）2枚
- 3 責任技術者試験合格証の写し（新規登録者の場合）、又は責任技術者証及び更新講習受講修了証の写し
- 4 以前の技術者証（更新の場合）

年 月 日

責任技術者 住所異動届
氏名 勤務先

須 恵 町 長 殿

登録番号 第 一 号
氏 名 (印)

新 住 所	〒				
	電話番号 ()				
旧 住 所	〒				
	電話番号 ()				
ふりがな 新氏名			ふりがな 旧氏名		
新勤務先	名 称		前勤務先	名 称	
	所在地			所在地	
工 事 店 登録番号	第 一 号		工 事 店 登録番号	第 一 号	

[添付書類]

氏名及び住所又は住居表示の変更の場合

- ① 住民票記載事項証明書 ② 責任技術者証
- ③ 写真 (最近3カ月以内に撮影した上半身のもの、縦3.0cm×横2.5cm) 2枚

下水道排水設備指定工事店指定申請必要書類

(新規・更新)

有効期間 5年

必要書類		法人	個人	備考
下水道排水設備指定工事店指定申請書(様式第1号)		○	○	印鑑欄には、契約等に使用する印鑑を押印
住民票記載事項証明書及び身分証明書(原本)		○	○	・申請者(代表者)のもの ・破産手続開始の決定を受けていないことを証明する書類
経歴書(別紙1)		○	○	下水道工事に関する経歴を記入(職歴が長期に亘る場合は、現在から遡って記入)
商業登記簿謄本(または現在事項全部証明書)		○	—	個人は不要 (会社の新設等による事情で財務諸表がない場合は前年度分の確定申告の写し)
定款の写し		○	—	
財務諸表		○	—	
工事機材調書(別紙2)		○	○	工事の施工に必要な設備及び機械、器具を有していることを証する書類。
市町村納税証明書(原本) (市町村税の滞納がないことの証明)		○	○	会社(個人は申請者)のもの
営業所の平面図及び付近見取図(様式第1号-2)		○	○	平面図:間口及び奥行き寸法、機の配置状況等を記入 付近見取図:最寄の駅から主な目標を入れて分かりやすく記入
写真		○	○	営業所の写真は外部及び内部の状態がわかるものを数枚
専属責任技術者名簿(様式第2号)		○	○	
責任技術者証の写し		○	○	会社との雇用関係を証明できるもの
健康保険証の写し(国保除く)		○ いずれか一通	—	
雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し				
雇用保険料領収書の写し				
従業員全員の賃金台帳の写し				
源泉徴収簿				
所得税納付額領収書の写し				
使用印鑑届(別紙3)		○	○	排水設備行為確認申請書及び、その他須恵町に提出する書類に使用する印鑑

年 月 日

下水道排水設備指定工事店指定申請書 (新 規 ・ 更 新)

須 恵 町 長 殿

申 請 業 者	ふ り が な			
	商 号			
	ふ り が な		印	
	代表者住所・氏名	〒 — TEL ()		
	ふ り が な			
	営業所所在地	〒 — TEL ()		

[添付書類]

- 1 個人の場合は、破産手続開始の決定を受けていないことを証する書類
- 2 申請者(法人の場合は代表者)の経歴書(別紙1)及び住民票記載事項証明書
- 3 法人の場合は、商業登記簿謄本並びに定款の写し並びに財務諸表
- 4 営業所の平面図及び付近見取図(様式第1号-2)並びに写真
- 5 専属責任技術者名簿(様式第2号)
- 6 工事の施工に必要な設備並びに機材を有していることを証する書類(工事機材調書)(別紙2)
- 7 市町村納税証明書(市町村税の滞納がないことを証明できるもの)
- 8 使用印鑑届(別紙3)
- 9 以前の指定工事店証(更新の場合のみ)

営業所の平面図及び付近見取図

平面図

面積

m²

付近見取図

線

駅下車 バス・徒歩

分

- (注)
- 1 営業所の写真は、外部及び内部の状態がわかるものを数枚。
 - 2 平面図は、間口及び奥行き寸法、机の配置状況等を記入すること。
 - 3 付近見取図は、最寄の駅から主な目標を入れてわかりやすく記入すること。

工 事 機 材 調 書

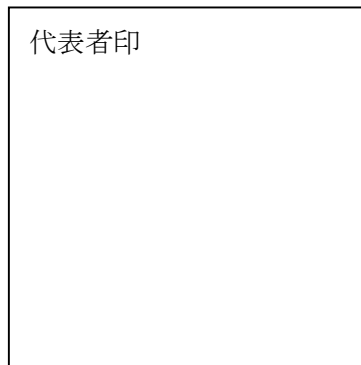
品 名		数 量	品 名		数 量
土 工 具	スコップ (剣 先)	丁	保 安 用 具	セーフティコーン	個
	スコップ (角)	丁		保 安 灯	個
	ツルハシ	台		工 事 用 看 板	個
	電気ドリル・ピック	台	そ の 他	箱 尺 (2 m 以 上)	本
	プレートランマー	台		製 図 道 具	式
	一 輪 車	台		測 量 器	式
	水 中 ポ ン プ	台		カ メ ラ (ス ト ロ ボ 付)	台
	大ハンマー (10ポンド程度)	丁		自 動 車 (貨 物)	台
練 箱	個				
金 こ て	丁				
木 こ て	丁				
左 官 用 具	タイルこて	丁			
	練スコップ	丁			
	資 材 類	V U 管 (100mm)	本		
		V U 管 (75mm)	本		
		汚 水 枡	組		
雨 水 枡		組			
V U 管 継 手 (100mm)		個			
V U 管 継 手 (75mm)		個			

使用印鑑届

会社印



代表者印



上記の印鑑は、排水設備行為確認申請書及び、その他須恵町に提出する書類に
使用したいので届け出ます。

年 月 日

所 在 地
商号又は名称
氏 名

下水道排水設備指定工事店指定申請必要書類 (異動)

必 要 書 類		法人	個人	備 考
変更事項	必 要 書 類			
指定工事店異動届 (様式第6号)		○	○	印鑑欄には、契約等に使用する印鑑を押印すること。
商 号	商業登記簿謄本 (原本)	○	—	
	指定工事店証 (原本)	○	○	
	専属者の責任技術者証 (原本)	○	○	
氏 名 (代 表 者)	商業登記簿謄本 (原本)	○	—	
	指定工事店証 (原本)	○	○	
	経歴書 (別紙1)	○	○	
	住民票記載事項証明書及び身分証明 (原本)	○	○	破産手続開始の決定を受けていないことを証明する書類。
責 任 技 術 者	専属責任技術者名簿 (様式第2号)	○	○	
	専属責任技術者証 (原本)	○	○	
住 居 表 示	住民票記載事項証明書 (原本)	○	○	
	住居表示変更通知書 (原本)	○ いずれか 一通	○ いずれか 一通	
	商業登記簿謄本 (原本)	○	—	
	指定工事店証 (原本)	○	○	
電 話 番 号	—	—	—	
営 業 所 移 転	営業所の平面図及び付近見取図	○	○	様式第1号—2
	写真	○	○	営業所の写真は外部及び内部の状態がわかるものを数枚
	商業登記簿謄本 (原本)	○	—	
	指定工事店証 (原本)	○	○	
	固定資産物件証明書 (名寄帳) (原本)	○	○	
	建物登記簿謄本 (原本) 賃貸借契約書の写し	○ いずれか 一通	○ いずれか 一通	
営 業 所 (仮 移 転)	営業所の平面図及び付近見取図	○	○	
	写真	○	○	営業所の写真は外部及び内部の状態がわかるものを数枚
	商業登記簿謄本 (原本)	○	—	
	固定資産物件証明書 (名寄帳) (原本)	○	○	
	賃貸借契約書の写し	○ いずれか 一通	○ いずれか 一通	

年 月 日

指定工事店異動届

須 恵 町 長 殿

指定（登録）番号 第 一 号

指定工事店（商号）

代 表 者 氏 名 印

異 動 事 項	新	旧
ふりがな		
商 号 (組 織)		
	添付書類	商業登記簿謄本(法人)・指定工事店証・専属者の責任技術者証
ふりがな		
氏 名 (代表者)		
	添付書類	商業登記簿謄本(法人)・指定工事店証・経歴書・破産手続開始の決定を受けていないことを証する書類
ふりがな		
責任技術者		
	添付書類	専属責任技術者名簿・専属者の責任技術者証
住居表示	〒	〒
	添付書類	住民票記載事項証明書又は住居表示変更通知書、(商業登記簿謄本でも可)・指定工事店証
電話番号		
	添付書類	なし
営業所移転	〒	〒
	添付書類	営業所の平面図・付近見取図及び写真・商業登記簿謄本(法人)・指定工事店証・固定資産物件証明書(建物登記簿謄本でも可)又は賃貸借契約書の写し
営業所(仮)移転	〒	〒
	添付書類	営業所の平面図・付近見取図及び写真・固定資産物件証明書(建物登記簿謄本でも可)又は賃貸借契約書の写し

須恵町下水道事業排水設備指定工事店規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、須恵町公共下水道条例（平成7年須恵町条例第1号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、須恵町下水道排水設備指定工事店の指定及び責任技術者の認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水設備工事 下水道法(昭和33年法律第79号)第10条第1項に規定する排水設備の工事(新設・増設・改築及び撤去の各工事を含む。)をいう。
- (2) 下水道排水設備指定工事店 条例第10条の規定に基づき排水設備工事の施工ができるものとして、町長が指定した工事業業者(以下「指定工事店」という。)をいう。
- (3) 下水道排水設備工事責任技術者 社団法人日本下水道協会福岡県支部等(以下「県支部」という。)が実施する責任技術者認定試験(以下「試験」という。)に合格し、須恵町に登録した者(以下「責任技術者」という。)をいう。

第2章 指定工事店

(指定工事店の指定)

第3条 条例第5条で規定する排水設備工事を施行することができる者は、次の各号に掲げる要件に適合している工事業業者とし、町長はこれを指定工事店として指定するものとする。ただし、経営内容その他については、指定工事店として不適合であると町長が認めたときはこの限りでない。

- (1) 福岡県内に営業所を有すること。
 - (2) 責任技術者を1名以上専属雇用していること。
 - (3) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
 - (4) 須恵町の町税等及び営業所所在地市町村の市町村税を滞納していないこと。
 - (5) 次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ロ 工事業業者（法人にあっては代表者）が第19条の規定により責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過してない場合
 - ハ 指定工事店が第10条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合
 - ニ 工事業業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合
 - ホ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者
 - ヘ 法人にあって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者がいる場合
- 2 前項第5号ハの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号ハに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。

(指定の申請)

第4条 指定工事店としての指定を受けようとする者は、下水道排水設備指定工事店申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、町長に申請しなければならない。

- (1) 個人の場合は、住民票記載事項証明書又は登録原票記載事項証明書、経歴書及び前条第1項第5号イに該当しないことを証する書類
- (2) 法人の場合は、商業登記簿謄本、定款の写し及び町長が指定する財務諸表並びに代表者に関する前号に定める書類
- (3) 営業所の平面図及び付近見取図(様式第1号-2)及び写真
- (4) 専属責任技術者名簿(様式第2号)及び雇用関係を証する書類
- (5) 専属する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証(第16条第1項の規定に基づき町長が交付したものをいう。以下「責任技術者証」という。)の写し
- (6) 工事の施工に必要な設備及び機械、器具を有していることを証する書類
- (7) 使用印鑑届
- (8) 市町村税納税証明書(福岡県内の市町村に係るもの)

(指定工事店証)

第5条 町長は、指定工事店としての指定を行った工事業者に対し、下水道排水設備指定工事店証(様式第3号。以下「指定工事店証」という。)を交付する。

- 2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。
- 3 指定工事店は、指定工事店証をき損又は紛失したときは、直ちに指定工事店証再交付申請書(様式第4号)を町長に提出して再交付を受けなければならない。
- 4 指定工事店は、第10条の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく町長に指定工事店証を返納しなければならない。また第10条第2項により指定の効力を一時停止されたときは、その期間一時指定工事店証を返納しなければならない。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第6条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例及び規則並びにこの規則その他町長が定めるところに従い誠実に排水設備を施工しなければならない。

- 2 指定工事店は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 工事施工又は修繕の申込みを受けたときは、正当な理由がないかぎりこれを拒んではならない。
 - (2) 工事は適正な工費で施工しなければならない。また、工事契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならない。
 - (3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
 - (4) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。
 - (5) 工事は、条例第8条に規定する排水設備工事の計画に係る町長の確認を受けたものでなければ着手してはならない。
 - (6) 工事は責任技術者の監理の下においてでなければ設計及び施工してはならない。
 - (7) 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。
 - (8) 災害緊急時における復旧工事、反則工事の摘発等、その他町長の要請があったときには、これに協力するように努めなければならない。

(指定の時期及び有効期間)

第7条 第3条の指定は、毎年1回期日を定めて行う。ただし町長が必要ないと認めた年については、これを行わないことがある。

2 指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から5年とする。ただし、特別の理由があるときは、町長はこれを短縮することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、随時指定を行うことがある。

(1) 相続又は合併により営業が承継されたとき。

(2) 個人営業者が会社を設立し、これに営業を譲渡してその会社の代表取締役又は代表社員に就任し、現にその任にあるとき。

(3) その他町長が適当と認めたとき。

(指定の更新)

第8条 指定工事店が、指定の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、町長の指定する日までに下水道排水設備指定申請書(様式第1号)により町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付又は提出する書類等については、第4条の規定を準用する。

(指定の辞退及び異動等の届出義務)

第9条 指定工事店は、第3条の指定要件を欠くに至ったとき、又は指定工事店としての営業を廃止若しくは休止しようとするときは、直ちに指定工事店指定辞退届(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 指定工事店は、次の各号の一に該当することとなったときは、速やかに指定工事店異動届(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(1) 組織を変更したとき。

(2) 代表者に異動があったとき。

(3) 商号を変更したとき。

(4) 営業所を移転したとき。

(5) 専属する責任技術者に異動があったとき。

(6) 住居表示、電話番号に変更があったとき。

(指定の取消し又は一時停止)

第10条 町長は、指定工事店から前条第1項の届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。

2 町長は、指定工事店が次の各号の一に該当するときは、指定を取り消し、又は1年を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

(1) 条例又はこの規則等に違反したとき。

(2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、町長が指定工事店として不相当と認めたとき。

3 前項の規定により指定工事店に損害を生ずることがあっても、町長は、その責めを負わない。

(工事に対する責任)

第11条 指定工事店は、条例第9条第1項の規定による工事完了検査の結果、不良と認められた箇所については、町長が指定する期間内にこれを改修しなければならない。

2 指定工事店が前項に規定する改修又は修理を行わないときは、町長は他の指定工事店に命じてこれを施工させることができる。この場合その費用は前項の指定工事店の負担とする。

第3章 責任技術者

(責任技術者の登録)

第12条 町長は、第3条第1号第2項において定める責任技術者についての登録を行うものとする。

(責任技術者の責務)

第13条 責任技術者は、下水道に関する法令、条例、規則その他町長が定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施工(監理を含む。)に当たらなければならない。

2 責任技術者は、当該工事が竣工した際に行われる完了検査に立ち会わなければならない。

(登録資格)

第14条 試験に合格した者(1年以内に合格した者に限る。)は、その登録を受ける資格を有するものとする。

2 前項に定める者が、次の各号に該当する場合は、登録を受けることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 不法行為又は不正行為等によって試験の合格又は責任技術者としての登録を取り消され、2年を経過していない者

(3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、町長にその旨を届け出るものとする。

(登録の申請)

第15条 責任技術者としての登録を受けようとする者は、町長が指定する期日までに、責任技術者登録申請書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) 住民票記載事項証明書又は登録原票記載事項証明書及び写真

(2) 前条に規定する登録資格を有することを証する書類

3 前条の登録有資格者は、町長の指定する期日までに登録を受けないときは、その資格を失う。ただし、町長が特別な理由があると認めた者については、この限りではない。

(責任技術者)

第16条 町長は、第14条に定める登録資格を有する者から前条の申請があったときは、責任技術者としての登録を行い、責任技術者証(様式第8号又は第8号-2)を交付するものとする。

2 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、町の職員等の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 責任技術者は、氏名及び住所に異動(住居表示の変更を含む。)があったときは、直ちに責任技術者異動届(様式第9号)に異動の事実を証する書類及び責任技術者証を添えて、町長に届け出なければならない。
- 4 責任技術者は、責任技術証をき損又は紛失したときは、直ちに責任技術者証再交付申請書(様式第10号)を町長に提出し、再交付を受けなければならない。
- 5 責任技術者は、第19条の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を遅滞なく町長に返納しなければならない。同条の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その停止期間中返納しなければならない。

(登録の有効期間)

第17条 登録の有効期間(以下「登録期間」という。)は5年とする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、これを短縮することができる。

(登録の更新及び更新講習)

- 第18条 責任技術者は、登録期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、期間満了日までにあらかじめ登録の更新(以下「登録更新」という。)を受けなければならない。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。
- 2 登録の更新を受けようとする責任技術者は、町長が責任技術者の知識及び技能の向上を図るために実施する講習会を受けなければならない。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、町長が指定する講習会を受けることができる。
 - 3 登録更新を受けようとする責任技術者は、町長が指定する期日までに責任技術者登録申請書(様式第7号)に、次に掲げる書類等を提出しなければならない。
 - (1) 住民票記載事項証明書又は登録原票記載事項証明書及び写真
 - (2) 更新講習受講修了証の写し

(登録の取り消し又は一時停止)

- 第19条 町長は、責任技術者が次の各号の一に該当するときは、登録を取り消し、又は1年を超えない範囲内において登録の効力を停止することができる。
- (1) 条例又はこの規則等に違反したとき。
 - (2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、町長が責任技術者として不適当と認めるとき。
- 2 前項の規定により損害を生ずることがあっても、町長はその責めを負わない。

第4章 公 示

(公 示)

- 第20条 町長は、指定工事店に関し次の各号に掲げる措置をしたときは、その都度これを公示するものとする。
- (1) 指定工事店を新たに指定したとき。
 - (2) 指定工事店の指定を取り消し、又は一時停止したとき。
 - (3) 指定工事店の指定の有効期間満了に際し、継続して指定しなかったとき。
 - (4) 第9条第2項第2号、第3号及び第4号の届け出を受理したとき。
- 2 町長は、日本下水道協会福岡県支部が試験又は更新講習を実施しようとするときは、あらかじめ試験又は更新講習の日時等を公示しなければならない。

第5章 雑 則

(事務連絡会)

第21条 町長は、指定工事店による排水設備工事等の適正な施工等を確保するため、定期又は必要に応じて事務連絡会を開催するものとする。

2 指定工事店又は責任技術者は、前項の事務連絡会に出席しなければならない。

(実費の徴収)

第22条 排水設備指定工事店証交付等、各種の必要な実費は徴収をする。

(その他)

第23条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則(施行期日)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし第4条及び第15条第1項の規定は公布の日から施行する。

附 則(令和元年12月14日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

須恵町排水設備工事等についての諸注意

1. 排水設備確認申請書について

- (1) 工事着工前に余裕をもって申請すること。
- (2) 記入漏れや間違いがないこと。(申請日・工期・排水人口・工事場所等の記入漏れや間違いが多い。)
- (3) **汚水系統 ⇒ 赤色** **雨水系統 ⇒ 青色・放流先の明記(側溝・水路等)**
新設 ⇒ 実線(——) **既設 ⇒ 破線(- - -)** **将来計画 ⇒ 一点鎖線(- · - · - · -)**
- (4) 公共柵の位置、道路種別(町道・県道・私道等)の明記すること。
- (5) 完了届、使用開始届は工事完了後速やかに提出すること。完了予定日が止むを得ず大幅に遅れる時は、担当者に報告すること。
- (6) **完了届提出時に、水洗便所改造奨励金交付申請に便器等の着工前・着工後の写真を必ず添付すること。(改造のみ)**
浄化槽廃止についても廃止前後の写真を添付すること。
- (7) 確認申請書等は必ず責任技術者が提出すること。
- (8) **水洗便所改造工事内容内訳書もしくは見積書のコピーに施主が押印したものを添付すること。(工事の内容・金額等について施主にきちんと説明すること。)**

2. 排水設備工事について

- (1) 便所の取出しの柵については「段差付Y」(YS)を使用すること。
- (2) 複数の器具(3つ以上)をトラップ柵に接続する場合、トラップ掃除口は最低φ75以上とすること。
(新築は、単独で接続を行うこと。)
- (3) 塩ビ製小口径汚水柵の深さに対する柵内径は、深800mmまで内径150mm・**深801mm以上は内径200mmとする。**
ドロップ柵については、上流側の管底の深さを基準とする。
- (4) 排水管の管径に応じた勾配を確実にとること。縦断勾配で柵高を記入すること。
φ100:2%以上 φ125:1.7%以上 φ150:1.5%以上 φ200:1.2%以上
- (5) 不必要になった既設管等は、なんらかの処置をしておくこと。(キャップ止など)
- (6) 公共柵と宅内配管との接続は漏水等がないよう、十分注意すること。
- (7) 屋外にある足洗い場・集合住宅のごみ置き場等については、屋根の有無(雨水が進入するかどうか)によって下水と雨水のどちらに接続するか決まるので注意すること。不明な場合は、下水道係に相談すること。(大幅な変更等は事前に協議)
- (8) 壁から3m以内のところにはφ150以上の小口径汚水柵を設けること。(ビル等は除く)
- (9) 施工する建物の使用水(上水道・井戸水・上水道井戸併用)を把握しておくこと。
- (10) **必ず分流式で施工すること。**誤接は、絶対にないように注意すること。
- (11) 完了検査までに、施工後の自主検査・図面の整備を行うこと。
- (12) 既設公共柵に接続する際は、必ず勾配等基準を守り宅地の地盤高などを考え計画すること。それでも基準を守れない場合は、自費工事にて公共柵等、再度設置すること。
- (13) 前面道路等の本管よりも深く設計されないよう、勾配等基準を守り宅地の地盤高などを考え計画すること。
- (14) 直線部分の塩ビ製小口径汚水柵については、管径の120倍以下毎に設置すること。

3. 完了検査・その他の注意事項

- (1) 検査日は、週一回の木曜日・検査日時は、検査官が定め指定工事店へ電話連絡を行い、施主への検査日時の連絡は、必ず指定工事店から行うこと。
- (2) 検査日には、時間厳守のうえ責任技術者の立会い(責任技術者証の携帯)・施主の立会いのもと、受検すること。(原則として委任状は認めない)
- (3) 施主の都合上、検査日時等の変更が生じた場合は、検査官と打合せを行い再度、施主へ連絡すること。
- (4) 再検査の場合、早急に手直し・図面の訂正を行い、検査官に連絡をとり再受検すること。
- (5) 融資あっせん・改造奨励金等の制度についてよく理解・把握し、施主に対して説明できるようにしておくこと。
- (6) 不明な点等は、下水道係に確認すること。

●連絡先 須恵町役場 上下水道課 下水道係 TEL 092-932-1151(内線265) FAX 092-931-1827